

福島県内部統制基本方針

1 内部統制の導入における基本的な考え方

- (1) 東日本大震災及び原子力災害からの着実な復興・創生を更に進めながら、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する方針を定め、適正な業務の執行を確保するための体制を整備し、引き続き県民の皆様信頼される行政運営の確立に取り組みます。
- (2) 内部統制は、全職員が主体的に取り組むものであり、職員一人一人が日々の業務の中で仕事の目的を理解し、組織的なチェックや進捗管理を行うことで、職員の意識の向上を図り、長期的な視野に立って継続的に見直しを行います。

2 内部統制の目的

- (1) 組織的なチェック体制の確立
管理職員による組織的なチェック体制の構築や業務の進捗管理の徹底等を図り、不適切な事務処理等の未然防止に取り組みます。
- (2) 業務の効率的かつ効果的な遂行
業務目的の達成に向け、リスクの分析や業務プロセスの明確化、研修の充実を図り、効率的かつ効果的な業務執行に取り組みます。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
業務に関わる根拠規定を定期的に点検し、職員への法令遵守の意識の徹底を図り、関係法令その他の規範の遵守に取り組みます。

3 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、当面財務に関する事務とします。

4 内部統制の対象機関

知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会、公安委員会及び企業局を対象とします。

5 内部統制の体制

- (1) 推進体制の構築
内部統制を全庁的に推進するため、内部統制推進本部会議を設置し、副知事を実務責任者とします。
- (2) 評価報告書及び公表
毎年度、内部統制の整備及び運用状況を評価し、県民に公表します。
- (3) 監査委員との連携
監査委員との情報共有及び意見交換等を行い、効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

6 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、内部統制の見直しを行います。

令和2年2月17日

福島県知事 内堀 雅雄